

佐伯市農業委員会の委員（農業委員） 募集要項

1 要旨

現任命中の佐伯市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の任期は令和8年7月19日までであるため、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間を任期とする農業委員を募集するもの

2 募集人数等

- (1) 募集人員 17人
- (2) 農業委員及び佐伯市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の両方に推薦し又は応募することができますが、他市を含めて農業委員と推進委員の両方を兼ねることはできません。
(※推進委員の募集も同時に行います。)

3 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

4 身分及び報酬

- (1) 身分 佐伯市特別職の非常勤職員
- (2) 報酬 「佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づいて支給します。

なお、上記条例で定める報酬額は、委員が月額2万8千円、農業委員会の会長及び副会長に選任された場合は、会長が月額3万5千円、副会長が月額3万円となります。

また、日々の活動等を対象とした能率給が、国から配分される交付金の額に応じて、年度末に加算される場合があります。

その他に報酬ではありませんが、会議等に出席した場合は、費用弁償として相当額の旅費を支払います。

5 職務内容

- (1) 毎月開催する農業委員会の総会に出席し、農地法や他の法令に基づく、農地の権利に係る許可等に関する審議を行います。また、審議に関連する現地調査も当番制で行います。
- (2) 農業者年金の加入促進業務を行います。
- (3) 推進委員と連携して、農地利用状況調査（農地パトロール）、担い手への農地利用の集積・集約化、地域計画係る地域での話し合い活動、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に関する業務を行います。

- (4) 定期的な活動及びその活動記録簿（月10日以上活動の目標を定めています。）の報告をしてもらいます。
- (5) 国、県、その他団体などが主催する研修会やセミナーなどへ参加してもらいます。
- (6) 農地集積に係る定期検討会へ出席してもらいます。（年4回）
- (7) 農業に関する相談対応及び農業者への助言・指導などを行います。
- (8) その他、農業委員会業務として必要に応じ現地調査等を行います。

6 申込みができる方

農業委員として推薦を受ける者（以下「被推薦者」という。）及び応募する者（以下「応募者」という。）は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方です。

ただし、次のいずれかに該当する者は、農業委員会等に関する法律第8条第4項の規定により申込みができません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 推薦又は募集に係る手続等

(1) 推薦又は応募の様式

被推薦者を推薦する者（以下「推薦者」という。）又は応募者は、次に定める用紙に必要事項を記載し、期日厳守で提出してください。

区分		提出様式
推薦	農業者等（個人）が推薦する場合 ・3名以上の者が推薦者となり、うち1名が代表者となる必要があります。	様式第1号 ※推薦者が3名を超える場合は別紙1も必要
	法人又は団体が推薦する場合 ・推薦する者は、団体の代表者です。	様式第2号
応募	応募する場合	
	様式第3号	

(2) 募集要項及び様式の入手方法

ア 以下の窓口で入手できます。

（ア）佐伯市農業委員会事務局（佐伯市役所本庁3階60番窓口）

（イ）各振興局

イ 佐伯市ホームページからダウンロードできます。

※佐伯市ホームページのアドレス <https://www.city.saiki.oita.jp/>

(3) 書類の提出方法

上記で定める用紙を「持参又は郵送」により、佐伯市農業委員会事務局まで提出してください。（メールやFAXでの提出は不可です）
なお、推薦・応募に係る書類は返却しませんので、ご了承ください。

(4) 書類の提出先及び問合せ先

郵送先	〒876-8585 佐伯市中村南町1番1号 佐伯市役所内 佐伯市農業委員会事務局 宛
問合せ先	(直通) 0972-22-4023

8 推薦又は応募の期間（募集期間）

令和8年1月5日(月)から1月30日(金)まで〔必着〕

- ※ 持参の場合は、市役所開庁日の8時30分から17時までに提出してください。
- ※ 申込状況により推薦又は募集の期間を延長する場合があり、延長する場合は、佐伯市ホームページにより公表します。

9 情報の公表

推薦者、被推薦者及び応募者に関する情報は、受付期間の中間と終了後に佐伯市ホームページで、提出された書類を基に以下の内容を公表します。

(1) 個別の情報

- ア 推薦者(個人)の氏名、職業、年齢及び性別
- イ 推薦者(法人又は団体)の名称、代表者又は管理人の氏名、活動の主たる目的、構成員の人数、構成員の資格または要件等
- ウ 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- エ 被推薦者又は応募者が認定農業者であるか否かの別
- オ 推薦又は応募の理由
- カ 推薦者が被推薦者を推進委員に推薦するか否かの別、又は応募者が推進委員に応募するか否かの別

(2) 全体の情報

被推薦者及び応募者の数並びにそのうちの認定農業者の数

10 選考及び決定の方法

- (1) 佐伯市農業委員会委員選考委員会設置要綱に規定する選考委員会を開催し、提出書類を基に書類選考します。
なお、必要に応じて面接等を行う場合があります。
- (2) 選考に当たっては、認定農業者が過半数を占めるように留意するとともに、中立委員（農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者）が含まれるよう選考します。また、女性・青年委員が含まれるようにすることも考慮します。

- (3) 選考された候補者については、令和8年6月に開催予定の定例議会において同意を得た後、令和8年7月20日付けで農業委員に任命されます。

11 選考結果の通知

結果については、令和8年4月末までに推薦者、被推薦者及び応募者全員に対し書面で通知します。

12 その他

- (1) 推薦又は応募に要する費用は、全て申込みをいただいた方の負担となります。
- (2) 必要に応じて追加の提出書類を求める場合があります。
- (3) 申込書に記入された内容確認のため、必要に応じて本人又は関係機関に対して照会を行うことがあります。